

子宮頸がん予防ワクチンの接種が無料で受けられます

町では、子宮頸がん予防のための「HPVワクチン（ヒトパピローマウイルス）」の接種費を全額助成します。

この予防接種は、平成25年6月から、積極的な勧奨を一時的に差し控えていましたが、昨年11月に、専門家の評価により「HPVワクチンの積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当」とされ、原則、本年4月から、他の定期接種と同様に、個別の勧奨を行うことになりました。

また、これまで接種機会を逃した方（キャッチアップ対象者）も4月から接種できるようになりましたので、お知らせします。

接種を希望する方は、ワクチンの有効性とリスクについて十分に理解していただいた上で、接種くださるようお願いいたします。

▶対象者

①小学6年生～高校1年生相当の年齢の女子
※標準的接種期間：13歳となる日の属する年度（中学1年生）

②キャッチアップ接種の対象者（平成9年度～平成17年度生まれの女性）

HPVワクチンの接種を逃した方に、接種の機会をご提供します。ただし、接種期間は、令和4年4月～令和7

年3月の3年間です。

※すでに自費でHPVワクチンを接種した方は、町健康福祉課へご連絡ください。

※接種を受けたかどうかは、母子健康手帳などでご確認ください。

▶接種料金 無料
※接種期間を過ぎると定期予防接種対象外（有料）です。

▶接種方法 県内の実施医療機関に予約の上接種してください。

▶持ち物 母子健康手帳、予診票（予診票は、2種類のワクチンがあるため、町から郵送します。接種希望の際は電話でお問い合わせください）。

▶注意事項 ●予防接種を受ける際は、必ず保護者が同伴してください（16歳未満の方）。
●厚生労働省資料「HPVワクチンについて知ってください～あなたと関係のある“がん”があります～」をよくお読みになってから接種してください（町ホームページにも掲載しています）。

お問い合わせ 町健康福祉課（☎852・5180）

おたふくかぜ予防接種費の一部を助成します

町では、おたふくかぜ予防接種にかかる費用の一部を助成します。

おたふくかぜは、おたふくかぜ（ムンプス）ウイルスによって感染し、一般的には、片側あるいは両側の耳下腺のはれと痛み、発熱などがみられます。合併症としてまれに脳炎、難聴、無菌性髄膜炎などの合併症をおこす場合があるため、重症化を予防することを目的として接種を実施します。

使用するワクチンは、ムンプスウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンです。副作用として、耳下腺の軽度腫脹がまれにみられます。

▶対象者 おたふくかぜにかかったことのない1歳から就学前の幼児（年長児まで）

▶回数 1回

※効果的に免疫を獲得する時期として、1回目を1歳ころに接種し、2回目を就学前の1年間で接種することが推奨されています。

▶助成額 5,000円

※接種費用は、医療機関で異なります。接種費用から助成額を引いた額を医療機関へお支払いください。

▶実施場所 南秋田郡内、潟上市、男鹿市、秋田市の委託医療機関

※事前に接種を希望する医療機関にお問い合わせの上接種してください。

▶持ち物 母子健康手帳、健康保険証

※予診票は医療機関においてあるものをお使いください。

お問い合わせ 町健康福祉課（☎852・5180）

4月
3日から
9日は

「おうち時間 家族で点検 火の始末」
春の火災予防運動です

運動期間中、午後7時にサイレンを鳴らします。火災と間違えないよう、ご注意ください。

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季となりました。町では、令和元年から令和3年までの過去3年間、9件の火災が発生しています。その内訳は、建物火災6件（うち住宅火災3件）、その他火災（枯草・ごみ焼きなど）2件、車両火災1件です。出火原因を見ると、電気配線

の不具合によるものが最も多く、次いで野焼き、ガスこんろの順となっています。

火災は財産を灰にし、生命をも奪ってしまいます。以下に示す「住宅防火いのちを守る10のポイント」に注意し、火の用心を心がけましょう。

住宅防火いのちを守る10のポイント

＜4つの習慣＞

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

＜6つの対策＞

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的

に点検し、10年を目安に交換する。

- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

住宅用火災警報器の点検をしましょう

▶定期的な作動確認



点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的^(注1)に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです^(注2)。警報器の本体または電池を交換しましょう。



▶古くなったら交換



火災以外で警報音が鳴った場合。

本体の故障か電池切れです^(注2)。警報器本体または電池を交換しましょう。



注1) 警報器の点検（作動確認）は、春・秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的実施してください。点検の方法は、点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱりで行います。

注2) 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

消防関係の申請書・届出書が電子メールで受け付け可能となりました

消防法や火災予防条例に基づく申請書・届出書を電子メールで提出することができます。

電子メール対応の申請書・届出書については、町ホームページの「届出・様式（電子メールで申請・届出可能なもの）」をご確認ください。

- メールの件名に申請書・届出書の表題を、本文に担当者の氏名と連絡先をそれぞれ記載してください。
 - 添付ファイルの容量は10MB以内にし、10MBを超える場合はファイルを分けて送信してください。
 - 事前相談（消防訓練派遣等の日程調整を含む）が必要な場合は、電話でご相談ください。
- ※メールでの副本返却は行いませんが、確認メールを送信します。窓口での受付も引き続き行います。

お問い合わせ 町消防署（☎852・2028）
受付用メールアドレス yobo@town.gojome.akita.jp